

論点 [民事訴訟法]

- (1) 訴訟代理人（第 54 条）、選定当事者（第 30 条）、答弁書の陳述擬制（第 158 条）等の理解を問う。
- (2) 文書提出命令に従わない場合の効果（第 224 条、第 225 条）の理解を問う。